

(1) 法令に基づくばい煙等の規制

工場及び事業場に設置されるボイラー、廃棄物焼却炉等の「ばい煙発生施設」及び堆積場、ベルトコンベア等の「一般粉じん発生施設」については、大気汚染防止法により規制されています。

ばい煙発生施設については、施設の種類及び規模ごとにそれぞれの大気汚染物質（硫黄酸化物、ばいじん等）に係る排出基準が定められており、昭和48年以降、逐次排出基準の強化や規制対象の追加など見直しが行われています。ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更に際しては知事への事前届出が義務付けられており、知事はこれを審査し、これが排出基準等に適合しないと認められる時は計画変更命令等の措置が講じられるようになっていきます。

また、一般粉じん発生施設については、粉じん飛散防止のための施設の構造、使用及び管理上の基準が定められています。

県では、これらのばい煙発生施設、一般粉じん発生施設に対して、施設の管理状況の検査やばい煙の濃度等の測定などの立入検査を実施し、法に基づく排出基準等に適合しないおそれがあるものについては施設の改善等を指導しています。併せて、ばい煙発生施設設置者に対し大気汚染防止法に基づくばい煙量等の自主測定義務を励行させ、事業者自らもその結果を認識し、大気汚染の未然防止に努めるよう指導を行っています。

なお、大気汚染防止の規制対象外である小規模ボイラーや小規模な堆積場等については、県公害防止条例において特定施設とし、大気汚染防止法と同様にばい煙等の排出基準を定めるとともに立入検査を実施するなどして、大気保全対策の強化を図っています。

平成20年度は、これらのばい煙・一般粉じん発生施設128施設について立入検査を実施しました。大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は表1－22、23及び24のとおりです。

（資料編1－(4)、資料編1－(5)）

表1－22 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出施設数

（平成21年3月末現在）

令別表 第一の 項番号	施設名	県届出施設数	鹿児島市 届出 施設数	合計
1	ボイラー	1,224	372	1,596
2	ガス発生炉	0	1	1
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焼成炉	0	0	0
5	溶解炉	2	2	4
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	88	0	88
10	反応炉・直火炉	4	0	4
11	乾燥炉(骨材乾燥炉を含む)	92	22	114
12	電気炉	21	0	21
13	廃棄物焼却炉	111	23	134
29	ガスタービン	36	28	64
30	ディーゼル機関	506	187	693
31	ガス機関	6	5	11
施設合計		2,090	640	2,730
工場・事業場合計		959	338	1,297

表 1-23 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出施設数（平成21年 3 月末現在）

施 設 名	県届出施設数	鹿 児 島 市 届出施設数	合 計
堆積場（鉱物又は土石）	200	23	223
ベルトコンベア・バケットコンベア	507	53	560
破碎機・摩砕機	226	26	252
ふるい	166	19	185
施設合計	1,099	121	1,220
工場・事業場数	166	37	203

表 1-24 県公害防止条例に基づく特定施設の届出施設数（平成21年 3 月末現在）

区 分	施 設 名	届出施設数
ばい煙に係る 特 定 施 設	ボイラー	396
	工場・事業場数	330
粉 じ ん に 係 る 特 定 施 設	堆積場（鉱物又は土石）	85
	動力打綿機・製綿施設	94
	ベルトコンベア	4
	堆積場（木材チップ、木粉）	14
	チップパー	73
	碎木機	17
	炭素製品製造用粉碎施設・素灰製造施設	3
	施 設 合 計	290
	工場・事業場数	191

(2) 自動車排出ガス対策

石油系燃料の燃焼に伴い発生する自動車排出ガスには一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質が多く含まれ、環境大気に大きな影響を及ぼしています。

自動車排出ガス対策は、昭和41年からガソリン車に対する一酸化炭素についての規制に始まり、逐次強化され、昭和56年には全ての自動車について、それぞれCO、NO_x、HCの許容限度が定められました。

また、環境庁（当時）は「中央公害対策審議会平成元年答申」を受け、ディーゼル車等排出ガスについてNO_xの許容限度の改正を行うとともに粒子状物質（PM）についても新たに許容限度を設定するなど規制を強化してきています。近年の自動車排出ガスに対する規制は次のとおりです。

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成 8 年答申	二輪車に対する規制の実施，ガソリンの低ベンゼン化 平成12年からガソリン中のベンゼンの許容限度が 1 %に強化
平成 9 年答申 （第 2 次答申）	ガソリン・LPG車に対する規制強化 平成12～14年規制として実施
平成10年答申 （第 3 次答申）	ディーゼル車の排出ガス規制強化 新短期規制（平成14～16年），新長期規制（平成19年を目途）の二段階に分けて実施

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成12年答申 (第4次答申)	ディーゼル車の排出ガスの規制強化について新長期規制を第3次答申から2年前倒し 軽油中の硫黄分の低減化 平成16年12月から軽油中の硫黄分の許容限度が0.05%から0.005%に強化
平成14年答申 (第5次答申)	ディーゼル車の新長期目標値が示され、粒子状物質や窒素酸化物について大幅に削減 ガソリン車についても新長期目標値〔平成17年(軽貨物車については平成19年)〕が示される。 ガソリン中の硫黄分を半減 平成16年12月からその許容限度が0.01%から0.005%に強化
平成17年答申 (第8次答申)	自動車排出ガス量の許容限度を見直し、ディーゼル車の「2009年目標」を定め、ガソリン車と同じ水準の排出ガス規制を導入 「粒子状物質(PM)フリー化」を目指し、PMについて大幅に低減(未規制時に比べ99%削減) 大型トラックのガソリン車とディーゼル車は同じ規制値を導入し、窒素酸化物について大幅に削減
平成20年答申 (第9次答申)	ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、後処理装置の装着を前提としたPM、NO _x の規制強化を実施 2009年目標から、使用過程時におけるPMの確認方法をオパシメータによるものに変更 4モード黒煙試験の廃止

(3) 監視の強化

① 大気汚染常時監視

大気汚染を防止するためには、発生源の規制と並んで大気汚染の状況を的確に把握し、効果的に対策を行うことが必要です。

このため、大気汚染常時監視については、

- ・汚染状況を迅速に把握し、人の健康に影響する緊急事態に対処する
- ・測定機器の稼働状況を集中監視し、故障などに迅速に対処する

こと等の観点から、中央監視を行う環境保健センターと各大気測定局とをオンラインで結ぶテレメータシステムを構築しています。

本県では、昭和49年に大規模発電所や製紙工場などが立地している川内地区の各大気測定局と旧川内環境監視センターを結ぶテレメータシステムを導入して以来、昭和62年には桜島の火山活動に伴う火山ガス等が環境大気に及ぼす影響が懸念される桜島地区をテレメータ化するなど、現在は環境保健センターを中心に県域内のテレメータ化を図っています。

② 排出基準監視

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設から排出されるばい煙の硫黄酸化物、ばい